

2027年度

公立・私立保育所(園)などの一斉募集

図 こども政策課 Tel0299-90-1206



2027年4月1日以降に保育所(園)・認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業所の入所(園)を希望する方を募集します。保育施設の一覧や定員など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

入所(園)申し込みのできる方

保育所(園)または認定こども園の保育園部分(2・3号)の希望者

次のいずれかに該当する方

- 家庭内外で働いている(月64時間以上の労働をしている)
- 出産の前後である(入所期間は出産予定月の前月～出産予定日から起算して57日目が属する月末)
- 疾病や負傷、心身に障害がある
- 同居の親族の看護・介護に常時当たっている
- 震災その他の災害の復旧に当たっている
- 学校や職業訓練校に在学している
- 求職活動を継続的にこなっている(入所(園)期間は3カ月)
- その他、保育が必要な状態にあると認められる

公立認定こども園の幼稚園部分(1号)の希望者

- 3歳児(年少)クラスから小学校就学前まで
- 入園時点で市内に住所がある方

※私立認定こども園の幼稚園部分(1号)の希望者は、直接各園にお問い合わせください
※現在空き待ちをしている方も新たに申し込む必要があります

電子申請での申し込み

マイナポータルから申請できます。

申込期間=10月5日(月)～25日(日)

※公立認定こども園の幼稚園部分(1号)を希望する方は、会場でお申し込みください

※市外の保育施設を希望する場合は、こども政策課窓口でお申し込みください



会場での申し込み

	日時	場所
11月4日(水)	午前9時～11時30分 午後1時30分～4時	はさき保健・交流センター
11月5日(木)	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時	
11月6日(金) 8日(日) 9日(月) 10日(火)	午前9時～11時30分 午後1時30分～4時	保健・福祉会館

申し込みする際のお願い

- 申し込み内容の聞き取りをおこないますので、家庭状況に詳しい方がお越しください
- 例年、各初日と日曜日は特に混み合います。混雑の状況によっては、受け付けが午前中でも、ご案内が午後になる場合などがあります。時間に余裕を持ってご来場ください
- 電子申請の内容に不備や不明点があった場合は、こども政策課から、システムまたは電話で確認します
※萬徳寺保育園、平泉幼稚園、深芝保育園を第1希望とする方は、直接各園にお申し込みください。詳しくは各園のホームページをご覧ください

提出書類

申込書類は児童1人につき1部必要です。
詳しくは市ホームページをご覧ください。



かみす健康マイレージ

健康目標を3つ以上達成して応募しよう。
抽選で800人に景品をプレゼント!

対象期間 2026年2月16日～2027年2月12日

応募期限 2027年2月12日(金) ※消印有効

対象=市内に住所を有する18歳以上の方(年齢は2027年3月31日現在)

応募方法=応募用紙に必要事項を明記し、応募箱に投函、申込先に郵送、またはいばらき電子申請・届出サービス
※応募用紙は市ホームページ、または応募箱設置場所で購入可能

応募箱設置場所=市役所本庁舎、保健・福祉会館、波崎総合支所・防災センター、各公民館、各図書館、かみす防災アリーナ、はさき保健・交流センター



今年はこの豪華景品が当たります!
スティッククリーナー、スマートウォッチ、
血圧計など

申・図 健康増進課 Tel0299-90-1331
〒314-0121 神栖市溝口1746-1

市の健診や
事業でなくても
OK!

- 目標1 健康診断を受診する
- 目標2 がん検診を1つ以上受診する
- 目標3 歯の検診を受診する
- 目標4 健康づくりに関する事業などに1つ以上参加する
- 目標5 個人の健康目標を立てて3カ月以上取り組む

【2026年度協賛団体】

(株)ADEKA鹿島食品工場/鹿島化学品工場、(株)伊藤園、WINDS BASE(直売所)、ウエルシア薬局(株)、オムロンヘルスケア(株)、花王(株)鹿島工場、(株)鹿島アントラーズ・エフ・シー、(株)カネカ鹿島工場、神栖市歯科医師会、(株)クラレ鹿島事業所、けんこうリンク(公財)茨城県総合健診協会、昭和産業(株)鹿島工場、スポーツクラブ&サウナスパルネサンス竜ヶ崎ニュータウン24、(株)高木商店、(株)ニッスイ鹿島工場、水戸ヤクルト販売(株)、(株)ユボ、ライオンケミカル(株)ファインケミカル事業所 ※50音順

ご応募お待ちしております!

市指定ごみ袋における臨時措置の終了

10月中には、市指定ごみ袋を例年並みに供給できる見込みであることから、市指定ごみ袋の入手が困難な方への臨時措置を10月31日(土)で終了します。

11月2日(月)以降は、市指定ごみ袋を使用してください。なお、有害ごみと危険ごみに限り、袋に「有害」、「危険」と記載することで、臨時措置で利用している「透明または半透明で中身が見えるポリ袋」も、引き続き使用できます。

【注意事項】

- 資源やごみを出すときは、資源の有効活用やごみの減量に取り組み、分別を徹底し、適切に市指定ごみ袋を使用してください
- 市指定ごみ袋の買い占め行為は、絶対にやめてください。家庭から排出されるごみの量や頻度を確認し、必要な分のみ購入をお願いします

図 廃棄物対策課 Tel0299-90-1148

